

名古屋港管理組合公報

平成26年 7月15日

(火曜日)

第 540 号

目 次

○港湾施設の使用再開	1
○措置通知の公表	1
○指定管理者の募集	2
○名古屋港審議会委員の任免	3

告 示

名古屋港管理組合告示第37号

平成25年名古屋港管理組合告示第24号で使用停止した次の港湾施設は、平成26年7月10日から使用を再開した。
平成26年7月15日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部P 荷さばき地 (金城西P)	1	金城ふ頭6号上屋 北側及び南側隣接	408	図による

(図は省略)

監 査 公 表

監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成26年7月15日

名古屋港管理組合監査委員 伊 神 邦 彦
同 鈴 木 邦 尚
同 西 川 洋 二

平成26年監査公表第1号分

監 査 結 果	措 置
指摘事項 (支出事務) ア 超過勤務手当において、未支給及び過支給となっているものがあった。 該当箇所 総務部、建設部	指摘事項 (支出事務) ア 総務部 未支給については、平成26年1月30日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による確認を徹底する。 建設部 未支給については、平成26年3月10日及び4月3日に追給の措置を講じた。過支給については、平成26年3月28日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、庶務事務システム誤入力を防止するため、各申請の確認に努め、また、開庁職場と閉庁職場の取扱いの違いに留意する。

イ 在勤地出張に係る旅費において、未支給、支給不足及び過支給となっているものがあった。
 該当箇所 企画調整室、総務部、港営部、建設部

イ 企画調整室
 未支給については、平成25年12月4日に追給の措置を講じた。過支給については、平成25年12月6日に戻入の措置を講じた。
 今後の防止改善策として、チェック体制の再確認をするとともに、庶務事務システム誤入力を防止し、各申請の確認に努めることを周知する。

総務部

支給不足については、平成25年11月20日及び平成26年1月21日に追給の措置を講じた。過支給については、平成26年2月3日に戻入の措置を講じた。
 今後の防止改善策として、関係規程等の周知を徹底し、庶務事務システム誤入力等を防止するとともに、各申請の確認に努めていく。

港営部

支給不足については、平成26年2月4日に追給の措置を講じた。
 今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による確認を徹底する。

建設部

支給不足については、平成25年12月24日及び平成26年2月5日に追給の措置を講じた。過支給については、平成25年12月20日に戻入の措置を講じた。
 今後の防止改善策として、関係規程等の周知及び理解の徹底を図るとともに複数の職員で確認することで、庶務事務システムの誤入力を防止する。

公 告

名古屋港管理組合公告

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を募集します。
 平成26年7月15日

名古屋港管理組合管理者
 名古屋市長 河村 たかし

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称等

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地	指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務の範囲	指定管理者の指定の期間	指定の申請書類の提出期間	募集要項の配布場所、募集要項を掲載するホームページ及び問い合わせ先
新舞子ボートパーク 知多市緑浜町2番5	新舞子ボートパーク条例（平成18年名古屋港管理組合条例第8号）及び同条例施行規則（平成18年名古屋港管理組合規則第18号）に定める業務	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで	平成26年8月6日（水）から平成26年8月28日（木）まで（土、日、祝を除く）	名古屋港管理組合港営部港営課 プレジャーボート対策担当 〒455-0033 名古屋市港区港町1番11号 ホームページアドレス http://www.port-of-nagoya.jp/ 電話 (052) 654-7953

2 指定管理者の指定の申請の方法

(1) 申請書類

指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則（平成17年名古屋港管理組合規則第16号）第3条に定める申請書及び添付書類

(2) 提出期間

1のとおり。

(3) 提出場所

1の募集要項の配布場所と同じ。

3 指定管理者の選定にかかる審査の基準

指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年名古屋港管理組合条例第5号）第3条第3項各号に掲げる基準により最も適切に指定管理者の業務を行うことができると認めるものを選定します。ただし、指定管理者として指定することが適当と認められるものがなかったときは、申請者の中から指定管理者を選定しないことがあります。

4 その他

詳細及び説明会の開催については、募集要項によります。

審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

萩原 茂 （6月11日）

小久保 又五郎 （同）

久野 浩平 （同）

黒川 節男 （同）

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

後藤 正三 （6月20日）

佐々木 功 （同）

澤田 丸四郎 （同）

中川 貴元 （同）